

妻に確実に全財産を相続させる

「相続でもめるほど財産がないから」とおっしゃる方がたくさんいます。でも、本当に財産が少ないと相続でもめないのでしょうか？

「司法統計年報」へ3

遺言書の作成は、財産が多寡ではなく、「相続トラブルを未然に防ぐ手段として有効か？」という判断軸で考えるべきものだと思います。

今回は、遺言書の作成が有効である代表的なケースとして「兄弟姉妹（または甥、姪）が相続人となる場合」について考えます。

お子さまのいないご夫婦の中には、「夫婦の一方が亡くなると、配偶者が自動的に全財産が相続される」と誤解されている方がたくさんいらっしゃいます。しかし、お互いの父母など直系尊属は既に他界しており、兄弟姉妹が健在である場合、夫が亡くなると妻（法定相続分：4分の3）と夫の兄弟姉妹（法定相続分：4分の1）が法定相続人となります。

遺言書作成①

シニアライフ
よろず
相談室



司法書士法人みつ葉グループ 東京オフィスのエントランス

遺言書を作成することなく夫が亡くなると、妻と夫の兄弟姉妹との間で、遺産分割協議が必要になります。夫に先立たれてしまった悲しみの中、血縁関係のない夫の兄弟姉妹と、財産分けの話をする妻の心境は察するにあまりありません。

また、生前に夫が「遺産は全額、妻が穏やかに余生を過ごすための資金として使ってほしい」と願っていたとしても、兄弟姉妹の中で1人でも納得しない人がいると、夫の願いが実現できない可能性があります。夫の兄弟姉妹の相続分を捻出するために、住み慣れた自宅を売却せざるを得ないような事態になれば、妻のその後の生活に支障をきたしてしまいます。

「相続でもめるほど財産がないから」とおっしゃる方がたくさんいます。でも、本当に財産が少ないと相続でもめないのでしょうか？

「司法統計年報」へ3

一定の範囲の法定相続人（配偶者、子、直系尊属）には、「遺留分」という最低限の遺産取得分が認められており、遺言により遺留分を侵害された相続人は、「遺留分侵害額請求権」を行使し、戻すことができます。

しかし、兄弟姉妹には遺留分がないため、遺言書を作成しておけば、夫の兄弟姉妹は遺留分を主張できず、妻に全財産を相続させることができるのです。

また、配偶者も子供もいない方（直系尊属は既に他界）から兄弟姉妹のうち、仲の良い1人だけに財産を渡したい」というご相談を受けることもあります。遺言書の作成により実現することが可能となります。

廣木涼司法書士 無効にならない遺言書の書き方伝授



本稿執筆者の廣木涼司法書士一顔写真一によるセミナーの録画データを、セミナー資料（PDF）とともにお届けします。「『遺言書を書いてあるから大丈夫』とよく聞きますが、実際にお亡くなりになった後、遺言書が無効とみなされ、ご家族が頭を抱えてしまうような事例も。そんなトラブルにならないために、遺言書の基本的な書き方をお伝えします」と廣木司法書士。

ご希望の方は、住所、氏名、年齢、電話番号をご記入の上、一般社団法人シニアライフよろず相談室宛にEメール（info@yorozu-soudan.com）でお申し込みください。お申込みいただいたメールアドレス宛に、14日以降、URLとセミナー資料（PDF）をご案内させていただきます。URLをクリックいただくと、YouTube経由でセミナーを視聴いただけます。

■相談受け付けます
一般社団法人シニアライフよろず相談室
電話：03・5992・2246（平日9時～19時）
FAX：03・5992・2246（平日9時～19時）
NBF池袋タワー16階
東京都豊島区東池袋1-33-8